

パッケージのうち、介護職員の確保に向けた具体策の原案がわかった。

経験・技能のある人材に重点化を図りながらさらなる処遇改善を進める、と説明。勤続10年以上の介護福祉士を対象に、月額で平均で8万円相当の賃上げに踏み切る方針を盛り込んだ。実施する時期は消費税率の引き上げと同じ2019年10月。現場を長く支えている専門性の高い人を優遇することで、介護の仕事を続けていく場合の将来の生活をうまくイメージできるようにし、業界に入ってくる人の増加や離職の防止につなげていく狙いがある。

食事提供加算を廃止へ 障害報酬改定で厚労省方針

厚生労働省は11月27日、2018年度障害報酬改定に関連し、18年3月末で終わる「食事提供体制加算」を延長しない考えを同日の「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」に示した。低所得者の食費負担を軽減するため障害者自立支援法施行時に経過措置として設け、延長を重ねてきたが、施行から10年たったことなどを踏まえ廃止に踏み切る意向だ。障害関係団体の間では継続を求める声が多く、検討チーム委員からも「一律に加算をなくすのは無理ではないか」とする意見が複数上がった。

制度創設時に大論争となった「利用者負担の重さ」に関係しかねないだけに、年末にかけて激しい攻防になりそうだ。改定の詳細は年明けに固まる。

食事提供体制加算は、就労継続支援事業など日中活動系サービスや短期入所の利用者に対し、調理して食事を提供する場合の人件費分を報酬として算定するもの。

日中活動系サービスの場合、現在の加算額は1日300円で、所得の低い利用者は食材料費のみの負担で済んでいる。加算が廃止されると、事業所の収入が減る（例・1カ月2日使う人の場合は6600円減）。減った分をすべて利用者に負担してもらうのは現実的ではないため、事業所が他から補てんしたり食事提供をやめたりすることが予想される。利用者に負担を転嫁する事業所では、負担増を苦に利用控えが生じる可能性もある。

加算の算定状況（16年12月提供分）をサービス別にみると、生活介護では約7割の事業所が算定し、金額は計5億7000万円に上る。就労継続支援B型では半数の事業所が算定し、金額は計5億3000万円。

介護ビジネス研究会のご案内

テーマ『制度改正にとらわれない介護経営に迫る』
※12月下旬にDMを郵送いたします。

日時:2018年1月18日(木)
13:30~15:30(受付13:15~)

会場:じゅうろくプラザ5階 小会議室①
岐阜市橋本町1-10-11

入会費:1万円

・年会費0円 ・1社2名まで参加可 ・初回参加無料

特典:①『サービス付き高齢者向け住宅開設・運営マニュアル』プレゼント!!

②ご希望の方には毎回無料個別相談を承ります。

お問合せは
コチラまで

岐阜県福祉のまちづくり推進協議会

担当:小澤

〒501-3246 関市緑ヶ丘2-5-78

TEL:0120-337-301 FAX:0575-24-5733

<http://www.nodakensetsu.co.jp>

[mail:ozawa@nodakensetsu.co.jp](mailto:ozawa@nodakensetsu.co.jp)

※尚、今後このようなご案内が不要な場合は、
FAX:0575-24-5733迄ご返信をお願い致します。

案内不要
(会社名をご記入ください)